

議員提出議案第7号

住宅金融専門会社不良債権の内容と責任の所在を明らかにし処理される
ことを求める意見書

このことについて、下記のとおり内閣総理大臣、大蔵大臣、衆・参両院議長に意見書を
提出する。

平成8年3月22日

提出者 三朝町議会議員 岡 嶋 達 雄
賛成者 三朝町議会議員 小 椋 昭 一
賛成者 三朝町議会議員 福 田 家 和
賛成者 三朝町議会議員 角 本 章
賛成者 三朝町議会議員 徳 田 一 彦
賛成者 三朝町議会議員 西 村 武津美

平成8年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

住宅金融専門会社不良債権の内容と責任の所在を明らかにし処理される
ことを求める意見書

住宅金融専門会社（住専）の不良債権の処理にあたって、国民から怒りの声が日々高ま
っている。

住専の不良債権は、土地投機資金等無責任に注ぎ込む乱脈経営によって発生したもの
である。

本来、住専処理に当たっては、住専に関与した金融機関の経営の責任や、これを指導監
督する立場の行政の責任を明確にしなければならない。

よって、政府におかれては、これらの不良債権の内容と責任を明らかにし、早急に処理
解決に当たられ、国民生活の安定を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成8年3月22日

鳥 取 県 三 朝 町 議 会